

平成22年度税制改正に関する経済産業省要望の見直し結果(概要)

資料2 - 1

平成21年10月30日
経済産業省

1. 国税

経済産業省減税要望(既提出分)

新たに生ずる減収額

個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入	[41億円]
指定寄付金制度の拡充(試験研究独法への寄付)	[1億円]
中小企業倒産防止共済の拡充(掛金限度引上げ)	[3億円]
株式信託を活用した事業承継の導入	[0.3億円]
自動車税制特例措置の対象自動車の区分の追加	[3億円]
減耗控除制度の拡充	[26億円]
情報基盤強化税制の対象設備追加	[6億円]

計【 80億円】

追加要望

中小企業向け法人税率の引下げ【(1900億円)】
個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、早期に引き下げる。

いわゆる「一人オーナー会社」(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置の廃止【(600億円)】
租税回避の防止に留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、早期に廃止する。

暫定税率廃止に伴う手持品減税【(最大 540億円)】

「地球温暖化対策税」(仮称)に関する検討
➢ 地球温暖化問題を巡る国際交渉や今後発生する追加的な財政需要をにらみつつ、負担能力、国際競争力への影響、化石燃料の炭素排出量、簡素な税制・徴税コストの最小化等の観点から運輸、産業、民生各部門に適した税制について検討を行う。
➢ 特に、産業・民生部門に対する課税のあり方については、排出量取引制度と一体的に検討する必要があるほか、固定価格買取制度等の他の施策との関係を踏まえ、全体としての対策の整合性を図りつつ、検討する必要がある。

確定拠出年金におけるマッチング拠出の容認【 351億円】
厚生労働省と共同要望

印紙税のあり方(検討事項)

留保金課税の見直し(検討事項)

租税特別措置の見直し(廃止・縮減)

火災共済組合の異常危険準備金(損金算入)の積立率について、損害保険会社並みに縮減(5%→4%) 【+0.2億円】

公害防止用設備の特別償却の対象(3設備)の縮減 【+2億円】
PCB汚染物等処理用設備
産業廃棄物処理用設備(高温焼却装置)
揮発性有機化合物(VOC)排出抑制設備

情報基盤強化税制の対象設備の縮減 【+137億円】
対象となるサーバについて、特に省エネ効果に優れたものに限定(中小企業向けを除く)

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備の縮減 【+82億円】

代エネ法改正により施策対象が非化石エネルギーに変更されたことに伴う天然ガス関連11設備の廃止

相続時精算課税制度の一部縮減 【+40億円】
住宅取得用資金について、1000万円の上乗せ特例(2500万円 3500万円)を廃止。65歳未満の贈与者に対する特例は維持。

上場株式等の自己株式の公開買付の場合のみなし配当課税の特例の廃止 【-】

計【+262億円】

2. 地方税

経済産業省減税要望(既提出分)

新たに生ずる減収額

個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入	【 65億円】
太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置	【 1億円】
自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加	【 18億円】
電気供給業者に対する課税標準の算定にあたって、ガス供給業者よりガスの供給を受けて電気を供給する場合の当該ガスに対する支払額相当額を控除する措置	【 16億円】

+ 国税見直しに伴う減収(自動連動) 【 9億円】
(倒産防止共済、情報基盤強化税制、減耗控除制度等の拡充)

計 【 109億円】

追加要望

事業所税のあり方(合併特例法に基づく不均一課税措置の延長等)(検討事項)

中小企業向け法人税率の引下げ【(329億円)】

いわゆる「一人オーナー会社」(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置の廃止【(222億円)】

確定拠出年金におけるマッチング拠出の容認【 203億円】
厚生労働省と共同要望

非課税等特別措置の見直し(廃止・縮減)

火薬類取締法に基づき許可を受けたものが設置する土堤、防爆壁に係る課税標準の特例の廃止 【+ 0.03億円】

最新排ガス規制適合ディーゼルバス・トラックの特例措置の廃止

最新排ガス規制適合乗用車に係る特例措置の廃止

いずれも経過措置が必要 【最大+2億円強】

日本電気計器検定所の業務の用に供する固定資産の課税標準の特例の廃止 【+0.4億円】

阪神・淡路大震災の被災家屋の代替家屋に係る軽減措置の廃止 【+ 0.04億円】

公害防止用設備の課税標準の特例の対象(15設備)の縮減

1. 鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設 【+21.3億円】
2. ばい煙処理施設
3. 指定物質排出抑制施設
4. 産業廃棄物処理施設
5. PCB廃棄物等処理施設
6. 産業廃棄物焼却溶融施設
7. 窒素酸化物燃焼改善設備
8. 除害施設
9. ダイオキシン類排出削減施設
10. 廃油・廃プラスチック処理施設
11. 地下水浄化施設
12. 土壌浄化施設
13. 産業廃棄物焼却施設
14. 揮発性有機化合物排出抑制設備
15. 優良更新投資施設

廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例の対象設備のうち、空き瓶洗浄処理装置の縮減 【+ 0.02億円】

+ 国税見直しに伴う増収(自動連動) 【+ 46億円】

計 【+ 68億円強】